

地方統計機構における統計調査環境の改善の取組

平成29年11月2日
総務省政策統括官（統計基準担当）



1. 「統計改革推進会議最終取りまとめ」における指摘

- ▶ プライバシー意識の高まりによる統計調査に対する協力意識の低下、オートロックマンションや単身世帯の増加に伴う面接困難世帯の増加など、統計調査を巡る環境は一層厳しさを増し、統計調査員の高齢化も進展
- ▶ 一方、都道府県において国の統計調査に従事する統計専任職員数は、国の定員合理化計画に準じて一貫して減少（10年前と比べて約2割減）しているほか、統計に携わる市町村職員の8割強は統計以外の業務（選挙事務等）を兼務

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）（抄）

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

(3) 統計行政体制の見直し

② 地方統計機構の活性化

(ア) 国の委託する統計調査事務等の手法の見直し・高度化

国が都道府県の統計主管課などの地方統計機構に委託する事務等について、地域に応じた手法の見直しや高度化を促進することとし、総務省は、本年度中に地域ごとの事務等の状況やそれを取り巻く環境を具体的に把握するとともに、来年度から2年間、協力の得られた地方統計機構で見直しや高度化を試行的に行い、これを踏まえて、2020年度から取組を本格化させる。

このため、総務省は、見直しや高度化のメニューと支援策を含む地方統計機構の将来ビジョンを策定し、これを活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行う。

2. 地方統計機構について

- 国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）を地方統計機構として活用。
- このうち都道府県では、国の統計調査を的確に実施するために統計主管課を設置し、統計主管課には、国の統計調査に従事する統計専任職員を配置。
（平成29年度：全国で1,702人）
- 国は、これらの統計専任職員の配置に係る経費として、「統計調査事務地方公共団体委託費」を都道府県に交付。（平成29年度予算額：約98.0億円）
- 市町村の統計専任職員に関する経費については、都道府県と異なり、委託費としては措置していない。 ※昭和25年から国が直接負担することをやめ、地方財政平衡交付金（現：地方交付税）制度の中で措置。
- 平成28年度の統計費関係地方交付税中の市町村経費は、人口10万人を標準規模として算出した国又は当該地方公共団体の行う統計事務に関する財政需要額として、人口10万人につき約1,600万円を計上。

○統計法（平成19年法律第53号）（抄）

第16条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

※統計法施行令別表において、調査ごとに、地方公共団体のどの機関がどのような事務を行うか規定。

○地方統計機構整備要綱（昭和22年7月11日閣議決定）（抄）

二 方針

- 1 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- 2 これがため、地方に、統計官及び全額国費支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサス的調査の事務を一括して行わしめる。

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

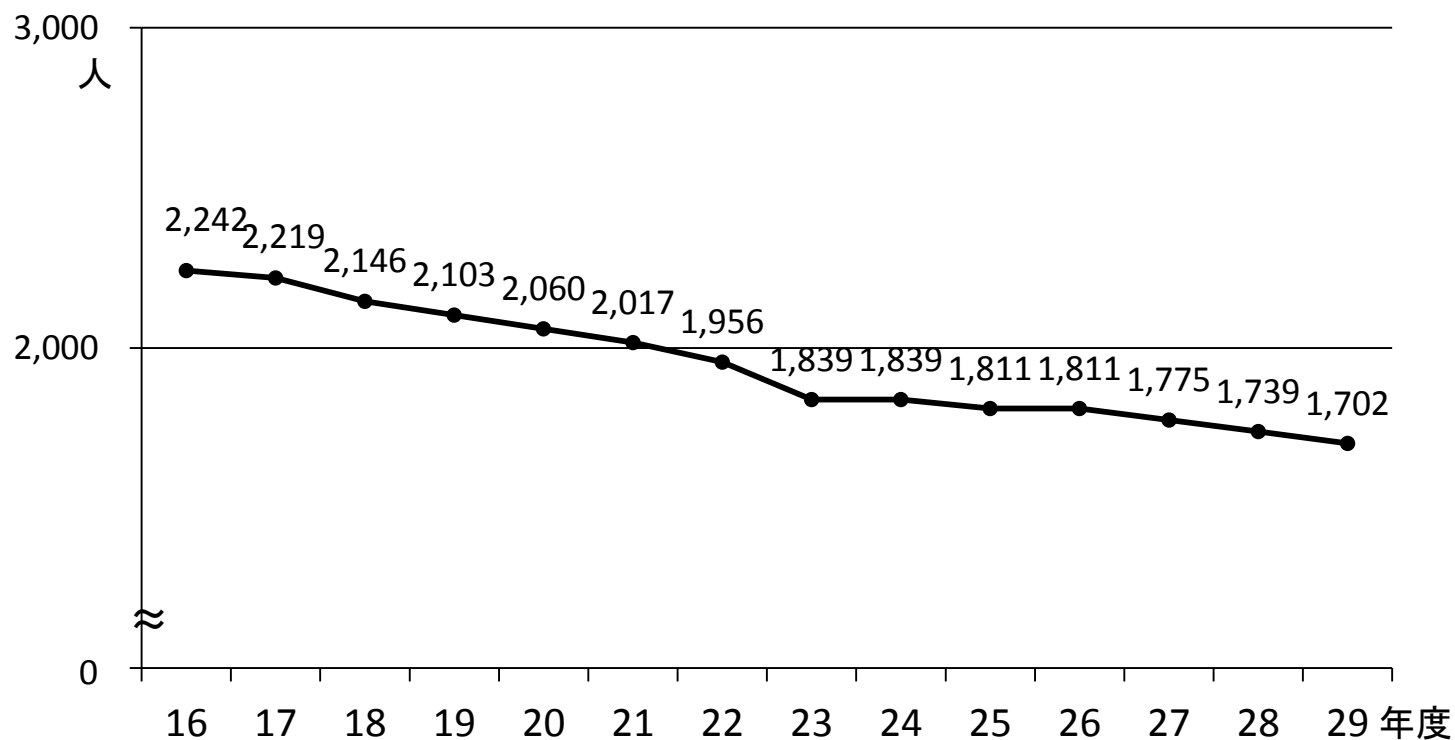
第10条の4 専ら国の利害に係る事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

3. 地方統計機構の職員の現状

- 都道府県の統計専任職員は、制度発足の昭和22年度以降、累次の国の定員合理化計画に準じ、削減されてきている。
(昭和22年度5,030人→平成16年度2,242人→ 29年1,702人)

都道府県統計専任職員定数の推移



4. 地方統計機構における統計調査環境の改善に向けた取組の方向性

- 調査協力意識の低下等による調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員の確保など、**統計調査環境の改善に向けた取組が必要**。
- 地方統計機構の統計専任職員が減少している現下の体制化において、新たに**統計調査環境の改善に向けた取組**を行うにあっては、**効果的・効率的な取組**を行うことが必要。

統計調査環境の改善に向けた取組

- 他の地域における統計調査環境の改善モデルとなるような手法の見直し、高度化などの取組を行う都道府県に対して支援を実施。**(関連予算を要求中。)**
- 取組効果の検討・検証を実施。

(モデル的な取組の例)

- 大規模複合施設の管理会社、商店街、商工会議所等との調査協力体制の構築
- 都道府県の税理士会等、関係団体との調査協力体制の構築
- 都道府県のマンション管理団体等との調査協力体制の構築
- 調査対象となったオートロックマンションの管理人への個別訪問の実施
- 学生調査員の確保・育成に向けた大学・市町村との調整 など